

令和 7 年度 持続可能な観光地の実現に向けたマナー啓発整備等実施事業 業務委託仕様書

1. 事業の目的・趣旨

外国人旅行者の増加に伴い受入に関わる課題が各地域で顕在化している中、当市においても、「高山市の観光に関する意識調査」の結果、旅行者来訪が生活環境に与える影響に関して、「交通渋滞や混雑」「交通アクセス向上」「観光客のマナー違反」「就労機会や仕事取引・売上の増加」「物価上昇」の順に生活環境に影響があると回答されている割合が高く、観光が市民の生活に対してプラスの影響だけでなくマイナスの影響も生じていることが明らかとなった。

ついで、市民生活と観光振興が調和を図りながら観光地としての魅力を世界に発信していくために、今後の新たな旅行スタイルの発信に向けたメインタイトルの作成並びに旅行者のマナー啓発に関わる全体戦略の作成及びマナー啓発媒体の作成等を実施する。

2. 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

3. 委託業務の内容

（1）業務の名称

令和 7 年度 持続可能な観光地の実現に向けたマナー啓発整備等実施事業

（2）基本方針

「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な地域の実現のため、旅行スタイルの決定、周知に向けた準備、「with Respect」の浸透を推進していく。

（3）事業の内容

以下の事業を実施すること。なお、実施にあたっては、各事業の実施計画を明示し、一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会（以下「DMO」という。）と事前に協議を行うこと。

① プロジェクトビジョン設計

（ア）メインタイトルの作成・決定

令和 6 年度事業において作成された「TAKAYAMA STYLE（仮称）」の内容（※）を十分に踏まえ、メインタイトルを作成すること。なお、本メインタイトルは複数案を提示することとし、メインタイトルの決定に際しては、観光関連事業者、外国人及び高山市観光課等の意見を踏まえ、DMO との協議の上で決定することとする。

（※）「TAKAYAMA STYLE（仮称）」及び「with Respect」について

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1005322/1020466/1020547.html>

（イ）クリエイティブ方針の作成

メインタイトルを中心とした今後の新たな旅行スタイルの発信におけるクリエイティブ方針を作成すること。

※令和 8 年度以降には、外国人旅行者を対象とした多言語ウェブサイトの刷新も想定していることから、当該サイトの刷新を念頭においた方針とすること。

※当該方針は、「with Respect」の取組とも整合が取れるものとする。

(ウ) ロゴデザインの作成・決定

メインタイトルについて、当該タイトルを踏まえたロゴデザインを作成すること。なお、ロゴデザインは複数案を提示することとし、ロゴデザインの決定に際しては、観光関連事業者、外国人及び高山市観光課等の意見を踏まえ、DMO との協議の上で決定することとする。

※ロゴデザインについて、広く活用することを想定し、第三者のロゴデザイン利用に関するガイドラインを作成すること。

② 旅行者マナー啓発

(ア) 全体戦略策定

「with Respect」の合言葉について、旅行者及び市民に対して効果的な浸透を図り、結果として高い次元での市民生活と旅行振興の調和を図るため、以下内容について整理すること。

A) マニフェストの作成

当市滞在時において旅行者に遵守していただきたい約束事について明文化すること。（以下、作成における留意点）

- ・ 特に、外国人旅行者の文化・習慣の違いによる滞在における課題を分析の上、高山市の観光に係る状況を反映した独自性の高いものとする。
- ・ ウェブ等での公開を前提として英語訳を作成すること。
- ・ 諸外国や国内の先進地事例も参考として作成すること。
- ・ 作成段階においては、観光関連事業者、外国人及び高山市観光課等の意見を参考とすること。

B) 媒体制作に関わる企画・方針策定

今後のマナー啓発実施に際して必要となる旅行者及び市民との接点について整理の上、特に本事業にて媒体化を予定するポスター及び看板について、企画、方針を作成すること。（以下、企画、方針作成時の留意点）

- ・ ポスターについては、令和 6 年度事業の事業結果を踏まえ、高山の「人」を中心に据えたクリエイティブとすること。
- ・ 看板について、効果的な設置箇所の調査及び発信すべきメッセージについて整理の上、外国人及び高山市観光課の意見を参考に、DMO との協議の上で決定することとする。

(イ) マナー啓発 媒体作成、情報発信

旅行者の来訪が、市民の生活・住環境の悪化などを引き起こすことがないように、

旅行者の市内滞在時のマナー、ルールの遵守について理解・協力を求める必要があることからマナー啓発のための各種媒体の制作を行う。

A) ポスター制作・掲出

(実施内容)

媒体制作に関わる企画・方針を踏まえ、ポスターデザインを制作・印刷すること。なお、本ポスターに掲載する画像については、原則として、受託者において当市にて写真撮影を実施すること。

- ・ 印刷枚数：200 枚・想定されるサイズ A3～A1

※紙質及びサイズについては、DMO と協議の上で決定すること。

※配布先については、DMO と協議の上で、より効果が見込まれる箇所を選定する。

B) 看板・サイン製作、掲出

(実施内容)

媒体制作に関わる企画・方針を踏まえ、看板・サインを製作・設置すること

- ・ 制作枚数：20 枚
- ・ 想定されるサイズ:A1 程度
- ・ 想定される材質：木製または樹脂製

※サイズ、設置箇所及び材質については DMO と協議の上で決定すること。

※今後の第三者利用も見据え、ガイドラインを併せて作成すること。

(4) 補足事項

- ・ ①「プロジェクトビジョン設計」が税抜 200 万円程度、②「旅行者マナー啓発」が税抜 700 万程度を目安とする。
- ・ 仕様書に記載する項目のほか、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案すること。
- ・ 上述①～②の業務終了後、関係者を対象とした報告会を開催し、業務実施結果の報告を行うこと。なお、当該報告会の日時、内容等については DMO との協議により決定することとする。
- ・ 事業実施報告書には、以下の項目は必ず記載すること。
 - (ア) 概要（件名・事業期間・事業目的・事業内容・事業スケジュール）
 - (イ) 調査内容
 - (ウ) 調査結果の分析
 - (エ) 課題・目指すべき方向性
 - (オ) 具体的な施策提案

4. 事業スケジュール（予定）

① プロジェクトビジョン設計

令和7年8月上旬～10月上旬 メインタイトル案及びクリエイティブ方針案の作成

令和7年10月上旬～令和8年2月 関係者調整、ロゴデザイン案の作成

令和8年2月 メインタイトル、クリエイティブ方針、ロゴデザインの決定

② 旅行者マナー啓発

令和7年8月上旬～10月上旬 マニフェスト案作成、媒体制作に関わる企画、方針案及び媒体案作成

令和7年10月上旬～令和8年2月上旬 関係者調整

令和8年2月上旬～令和8年3月上旬 看板の製作および設置

5. 成果の納品

(1) 提出物

- 業務実施報告書：5部
- 上記報告書及び本業務で作成した電子データ一式
※なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Microsoft Power Point」のいずれかによる。
※ロゴやサイン等のデータについては、アドビイラストレーターの完成版並びにアウトライン化されていないものとする。

(2) 提出期限

令和8年3月6日（金）

(3) 納品場所

〒506-0011 岐阜県高山市本町1-2 一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会

6. 再委託の可否

- 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上でDMOが必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができるものとする。
- 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

7. 著作権等

- (1) 成果物の著作権は、使用分、未使用分に関わらず、DMOに帰属するものとする。受託者はDMOの許可なく、成果物を他に利用、公表、貸与等してはならない。委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、DMOに不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (2) 今回の業務において新たに著作権が発生するものについては、それに係る経費及び著作権の譲渡に係る費用等も本委託費に含めるものとする。
- (3) 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に想定する著作権（以下、

「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を当該著作物の引渡し時に市に譲渡する。

- (4) 前項に関し、次のいずれかの者に制作物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

①受託者の従業員

②本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

- (5) DMO は、制作物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該制作物の内容を受託者(前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。以下同じ。)の承諾なく自由に公表することができる。

8. 業務実施上の留意点

- (1) 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるよう事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。

(ア) 本業務の実施主体は DMO であるが、調査実施に係る責任は受託者にあること。

(イ) 調査対象者に本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明し、調査への協力の意思等を確認した上、行うこと。

(ウ) 調査への協力を強制しないこと。

(エ) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。

(オ) 調査から知り得た情報(秘密)を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。

(カ) 調査対象者に対して不快感、不信感を抱かせないように十分に配慮すること。

- (2) 本業務の履行において事故が発生し、DMO や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本業務の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに DMO に報告すること。

- (3) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。

- (4) 受託者は、本業務目的達成のため、本業務実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

9. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

10. 個人情報の保護等

- (1) 「一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会 プライバシーポリシー」を遵守すること。

- (2) 本業務の遂行にあたり DMO に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当業務における個人情報を扱う場合は、「一般社団法人飛騨・高山観光コンベン

ション協会 プライバシーポリシー」にある事項を遵守させること。

11. 支払方法

受託者への支払は、DMO による完了検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

12. その他留意事項

- (1) 受託者は、委託事業の開始にあたって、実施体制及びスケジュールを DMO に提示し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、DMO と密に連絡を取るとともに適宜進捗状況を報告し確認を得て、その内容を遵守すること。
- (3) 事業の実施内容については、DMO と十分調整を行うこと。
- (4) 委託業務に関して知り得た情報を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により DMO に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うこと。
- (7) 受託者は、本事業にあたり、DMO や関係行政機関等との打合せに際して、必要に応じて出席し、表示内容等について説明等を行うこと。これに係る資料について DMO から依頼された場合は、受託者の負担において用意すること。
- (8) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記しているものを除き、すべて契約金に含めるものとする。
- (9) 業務履行にあたり、疑義が生じた事項や、この仕様書に定めのない事項について、DMO と受託者で協議の上決定するものとする。

13. 問合せ先

一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会

〒506-0011 岐阜県高山市本町 1-2

担当： 岡本 竜太

電話：0577-36-1011 / E-mail： r.okamoto@hidanet.ne.jp